

日米貿易協定 合意・署名！

9月25日に米国・ニューヨークで、安倍首相とトランプ大統領が会談して、日米貿易協定は最終合意し、10月8日に署名されました。

合意の主な内容は、牛肉・豚肉の関税引き下げはTPPで合意された内容と同様となり、セーフガード（SG）を設けた上で発効時にTPP加盟国と同水準まで引き下げることとなりました。また、コメはTPPでは最大7万トンの輸入枠が設定されていましたが、今回、対象から除外されました。一方、わが国からの輸出については、牛肉が現行の日本枠200トンと既存の複数国枠を合わせた65,005トンの複数国枠へのアクセスを確保され、低関税枠が実質拡大されることとなりました。

全体としては、農林水産品の関税撤廃率は、TPPの関税撤廃率が約82%であったのに対し、今回約37%にとどめるなど、TPPの範囲内となっています。しかし、牛肉のSGについて、今後、TPP参加国と米国の輸入量の合計が、当初TPPで合意されたSG発動基準を超えないようにするため、わが国政府はTPP参加国に修正協議を求める方針ですが、米国枠を除いた数量での修正に合意されるかは不透明であります。

私どもJAグループ鹿児島・県農政連は、農家の不安を払拭するため、引き続き、再生産が可能となる農家への支援対策などを求め、必要な取り組みを継続してまいります。

【農林水産品関連の主な内容】

1. 米の関税削減・撤廃の除外。
2. 脱脂粉乳・バターなどTPPでTPPワイド枠（TPP11発行国全てが利用可能な関税割当枠）が設置されている33品目について、新たな米国枠は設けない。
3. 関税の削減・撤廃をする品目は、TPPと同内容。
4. 牛肉について、TPPと同内容の関税削減とし、令和2年度のSGの発動基準数量を昨年度の米国からの輸入実績より低い水準に設定。（SGが発動すれば修正協議を行う。）



【日米協定とTPPの主な内容の比較】

	日米貿易協定	TPP
農林水産品の関税撤廃率	約37%	約82%
米	調整品を含めて全て除外	7万tの輸入枠
牛肉	① TPPと同内容で2033年に9%まで関税を削減。（TPP2年目の税率26.6%が適用） ※2020年度の発動基準数量は、2018年度の米国からの輸入実績（25.5万トン）を下回る24.2万トンとなっている。（SG発動基準数量は下図参照）	① 38.5%の税率を段階的に引き下げ、協定発効から2033年に9%。 ② 参加国全体に対するセーフガードを措置。
豚肉	① 関税については、TPPと同内容。 ② 従量税部分のセーフガードは、米国とTPP11発効国からの輸入を含むTPP全体の発動基準数量とする。	① 差額関税制度と分岐点価格（524円/kg）を維持。 ② 従量税部分は、2027年までに50円/kgまで削減。従価税部分は、2027年に撤廃。 ③ セーフガードを措置。
甘味資源	① 粗糖、精製糖、ココア調整品などは除外。輸入枠も設けず。 ② でん粉などはTPPと同内容。	① 高糖度原料糖は無税、調整金削減。 ② 加糖調整品にTPP国全体の輸入枠。

【牛肉セーフガード発動基準数量（米国からの輸入量）】

